

別表第3 (第3条関係)

補助対象事業	クラブチーム等大会出場事業	
補助目的	南部町に住所を有する児童・生徒が南部町スポーツ少年団及び町内児童文化活動団体並びに学校管理下の部活動以外の団体に所属して行う活動において、大会に参加するための経費を補助し、保護者の負担軽減並びにスポーツ活動の発展に寄与することを目的とする。	
補助対象の基準	(1) 予選会等において別表第5に掲げる大会への出場資格を得た個人 (2) 予選会等において教育委員会が認める団体から、推薦又は選抜を経て別表第5に掲げる大会に出場する個人	
補助対象者	(1) 当該大会に参加する選手に対する補助対象範囲は、南部町に住所を有する児童・生徒とし、当該大会等の主催者が定める規定に従い登録された者に限る。 (2) 補助金の申請に関する手続は、補助対象者の保護者(親権を行うものであり、後見人その他の者で児童・生徒を現に監護するものをいう。)が行うことができるものとする。	
補助対象経費	科目	補助対象経費及び基準
	参加料及び入場料	大会の主催者が定める参加料及び入場料。
	プログラム購入費	大会等におけるプログラム購入に係る経費。1人1部を上限とする。
	宿泊料	(1) 補助対象期間は、大会の開会式から大会に出場する日までとする。ただし、前泊については、公共交通機関の始発に乘車しても大会の受付時間に間に合わない場合について補助するものとし、後泊は認めない。また、大会期間が3日以上となる場合で、大会経過により出場団体がそれ以上の大会参加が不可となった場合においては、その日以降の宿泊費は対象としない。 (2) 対象経費は南部町職員等旅費に関する条例における「宿泊費」の規定に準じて算出する。ただし、大会主催者より宿泊場所の指定がある場合はこの限りでない。
	交通費	(1) 公共交通機関を利用した最も経済的な経路による開催会場までの往復料金とする。 (2) 公共交通機関の始発に乘車しても大会規定で定める日程に間に合わない場合については、町長が合理的と認める代替交通手段の実費相当額とする。
	自動車燃料等	(1) 自家用車またはレンタカーを使用する場合の燃料代。 (2) 前号にあたっては、1台あたり4人乗車として換算し、南部町職員等旅費に関する条例における「車賃」の規定に準じて算出する。
	自動車借上料	参加に係る選手輸送車(レンタカー等)借上料の実費相当額。ただし、自家用車を利用できないことに関し合理的な理由が認められる場合に限る。
	通行料	有料道路の通行料の実費相当額。
	駐車料	選手輸送車両に係る駐車料金の実費相当額
備考	町以外の団体からの補助金、寄附等の費用負担を受けた場合は、補助対象経費から差し引いた額を経費とする。 また、団体により参加する場合で、経費の按分を行うときは、科目毎の経費総額を当該大会における監督、コーチ、選手等の登録に係る書類に記載の人数で除して算出した額を対象経費とする。	